

コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金の事務手続きについて

1. 事業完了 ※対象経費の支払いがすべて完了していること。



2. 交付申請書兼実績報告書提出

○交付申請は、郵送、FAX、メール、電子申請等で受け付けています。

<添付資料>

営業許可証の写し、又は定款、会社パンフレット等
対象経費にかかる領収書等の写し
対象経費の詳細がわかる資料(見積書、写真等)
口座振込依頼書

◎補助金の支払い

書面審査を行い、補助金額の確定後、口座振込依頼書の口座にお振込みすることになります。

資料提出・問い合わせ先 市場開拓局 食のみやこ推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7835
syokunomiyako@pref.tottori.jp